

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する第52条の2第1項の規定により、三豊市の土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（ほ場整備事業）笠田長池地区第1工区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を三豊市建設経済部土地改良課において令和2年1月6日から同年1月27日まで縦覧に供する。

令和元年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造